

# 仁淀川町林業総合戦略(水源涵養機能保全アクションプラン)策定支援委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

令和7年度 仁淀川町林業総合戦略(水源涵養機能保全アクションプラン)  
策定支援委託業務

### (2) 事業の目的

仁淀川町の林業の計画的な振興を図ることを目的とする仁淀川町林業総合戦略(以下「総合戦略」という。)の中で、森林の持つ水源涵養機能の向上を科学的に評価し、森林経営管理制度を踏まえた森林所有者への管理意識向上への一助とし、町内森林の適切な管理の促進を図るとともに、総合戦略の目標、個別施策(アクションプラン)の策定支援を行う。

### (3) 事業内容

- ① 現状の把握と課題の抽出
- ② 調査個所の設置及び計測(水源涵養機能調査)
- ③ データを解析し、スギ人工林の管理の有無別の樹幹遮断量、高木層の蒸発散量、林床の蒸発散量をそれぞれ算出し、間伐による水収支の効果を評価する。
- ④ 成果報告会及び個別施策(アクションプラン)の支援

### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月10日まで

## 2 見積限度額

6,545千円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 3 審査委員会の設置

別途定める「仁淀川町林業総合戦略(水源涵養機能保全アクションプラン)策定支援委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

## 5 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、別途「仁淀川町林業総合戦略(水源涵養機能保全アクションプラン)策定支援委託業務公募型プロポーザル募集要領」に定めず。

## 6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後に、候補者と町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と交渉を行うこととなります。

## 7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 令和7年度仁淀川町競争入札参加資格（物品・製造、役務の提供）における「森林整備関係調査業務」に登録されている者であること。ただし、登録されていない者については、「令和7年度仁淀川町競争入札参加資格審査申請書提出要領（物品・製造、役務の提供）」（以下「本要領」という。）における申請資格要件を満たしていることを確認し、本要領の「4. 提出書類」(2)～(7)を提出すること。（別添の本要領を参照）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「仁淀川町物品購入等指名停止措置要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「仁淀川町暴力団排除条例」に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
又は同条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 8 説明会

### (1) 日時

令和7年10月6日（月）10時30分から

(2) 場所

仁淀川町役場（3階会議室）

(3) 説明会への参加

説明会への参加は、説明会参加申込書（別紙様式1）により、令和7年10月2日（木）正午までにFAXで申込を受け付けます。

なお、会場の都合により1社当たり3名までの参加とします。

9 質疑と回答

質疑は令和7年10月8日（水）正午（厳守）までに別紙様式2により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和7年10月9日（木）午後5時までに仁淀川町役場のホームページに掲載します。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している事業者から、別紙様式3による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式4	A4縦	1部
3	提出者の概要（団体概要等）及び経営状況（決算書等）が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	A4縦	1部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	A4縦	1部
6	類似業務等の実績が分かる資料	任意	A4縦	1部

※仁淀川町競争入札参加資格を有する者については4及び5について提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時必着

③ 提出先

〒781-1592 住所：仁淀川町大崎 200

仁淀川町農林課（担当：中西、鎌倉）

TEL：0889-35-1083 FAX：0889-35-0571

(2) 資格要件の確認

仁淀川町農林課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年10月15日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「仁淀川町林業総合戦略(水源涵養機能保全アクションプラン)策定支援委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「仁淀川町林業総合戦略(水源涵養機能保全アクションプラン)策定支援委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、令和7年10月21日（火）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

仁淀川町情報公開条例

[[http://www.town.niyodogawa.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/r191RG00000056.html](http://www.town.niyodogawa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r191RG00000056.html)]

## 14 日程

令和7年9月30日（火）	募集要領等の公示
令和7年10月6日（月）	説明会の開催（希望者がある場合）
令和7年10月8日（水）	質疑書の提出締め切り
令和7年10月14日（火）	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和7年10月17日（金）	企画提案書の提出締め切り
令和7年10月20日（月）	審査委員会
令和7年10月21日（火）	審査結果通知

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町役場内及び審査委員会、総合戦略策定委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第6号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断します。

仁淀川町情報公開条例

[[http://www.town.niyodogawa.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/r191RG00000056.html](http://www.town.niyodogawa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r191RG00000056.html)]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

## 16 お問合せ先

〒781-1592 住所：仁淀川町大崎 200  
仁淀川町農林課（担当：中西、鎌倉）  
TEL：0889-35-1083 FAX：0889-35-0571

## 17 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の仁淀川町との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、仁淀川町暴力団排除条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合